

令和4年第9回美幌町議会臨時会会議録

令和4年11月14日 開会

令和4年11月14日 閉会

令和4年11月14日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 認定第 1 号 令和3年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 4 認定第 2 号 令和3年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 5 認定第 3 号 令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 6 認定第 4 号 令和3年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 7 認定第 5 号 令和3年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 8 認定第 6 号 令和3年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 9 認定第 7 号 令和3年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 10 認定第 8 号 令和3年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 11 議案第 57 号 令和4年度美幌町一般会計補正予算(第9号)について
日程第 12 請願第 1 号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願について
日程第 13 報告第 23 号 専決処分の報告について(草刈作業中の一般住宅破損事故による損害賠償)

○出席議員

- | | | | |
|------|-----------------|------|-------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 | 7 番 | 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 | 8 番 岡 本 美 代 子 君 | 9 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 10 番 | 古 舘 繁 夫 君 | 11 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 12 番 | 松 浦 和 浩 君 | 13 番 | 馬 場 博 美 君 |
| 議長 | 14 番 大 原 昇 君 | | |

○欠席議員

- 5 番 木 村 利 昭 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------|
| 美 幌 町 長 | 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 | 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | 教 育 委 員 会 長 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	沖崎寿和君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐久間大樹君
戸籍保険課長	佐々木斉君	税務課長	松尾まゆみ君
社会福祉課長	水上修一君	保健福祉課長	中尾亘君
農林政策課長	橋本勝君	耕地林務主幹	伊藤寿君
みらい農業課長	午来博君	商工観光課長	影山俊幸君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
スポーツ振興課長	浅野謙司君	監査委員事務局長	遠國求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開議

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第9回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番古舘繁夫さん、11番上杉晃央さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月8日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） [登壇] 令和4年第9回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月8日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、町提案案件として、補正予算1件、専決処分報告1件、議会提案案件として、9月定例会において一般会計等及び企業会計両決算審査特別委員会に付託された令和3年度決算認定についての審査結果の報告8件、請願1件であります。

なお、美幌町農業協同組合から提出のあった請願第1号農業生産資材高騰対策対応に関する請願については、過去最高値まで急騰した配合飼料価格、肥料原料の急激な価格高騰対策として緊急を要することか

ら、委員会付託を省略して、本臨時会において審議することといたします。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重な審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので御了承願います。

なお、木村議員、所用のため欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため、写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可していますので、あわせて御

承知おきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和4年第9回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

補正予算について。

議案第57号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第9号）については、価格高騰臨時支援給付金給付事業として7,311万4,000円の増額などを行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

◎日程第3 認定第1号から

日程第8 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第3 認定第1号令和3年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第2号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第3号令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第4号令和3年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第5号令和3年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第6号令和3年度美幌町個別排水

処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

この件につきましては、令和4年第7回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君）〔登壇〕 それでは、一般会計等決算審査特別委員会に付託されました審査の結果について、報告をさせていただきます。

審査の結果。

令和4年9月15日から5回にわたり委員会を開催し、関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

一般会計全般について。

令和3年度の一般会計決算は、歳入12億2,054万8,000円で前年度比41億6,791万9,000円（24.5%）、歳出125億481万5,000円で前年度比43億5,050万3,000円（25.8%）それぞれ減少している。

また、形式収支は3億1,573万3,000円、実質収支は8,774万3,000円のそれぞれ黒字となり、単年度収支においても443万8,000円の黒字となっている。

財政状況について。

財政力指数は0.361で前年度比0.008ポイント低下したが、経常収支比率は81.4%で前年度比0.7ポイント改善、実質公債比率は6.3%で前年度比1.1ポイント減、将来負担比率はマイナス表示で、前年度比それぞれ改善されており、各種財政指標はおおむね健全な状態にあると言える。

また、各行政分野での新型コロナウイルス

ス感染症対応事業は継続中であるが、国の経済財政運営と改革の基本指針の下、美幌町財政運営計画に基づき、財政の健全化を進めつつ、少子高齢化対策、防災対策、老朽化の進む公共施設整備、人口減少対策、新型コロナウイルス感染症対策などに取り組んできたことを高く評価したい。

しかし、今後も人口減少や少子高齢化が進み、極めて厳しい状況が続いていくことから、引き続き健全な財政運営に努められたい。

収入率向上対策について。

公営住宅使用料の現年度分収入率が9年連続で100%を継続していることは、同規模自治体と比較しても特筆すべきものである。

町税は97.1%の収入率を達成し、前年度の収入率を上回る結果を出されており、日頃の関係職員の努力を高く評価したい。

引き続き、負担の公平性と適正化を図るため、収納担当課間で連携した適正な債務管理と収入率強化対策に努められたい。

ふるさと寄附金の取組について。

令和3年度は、前年度より寄附件数1万13件、寄附金額1億501万6,000円のそれぞれ増となっており、今後はふるさと寄附金返礼品を充実させるため、新たな地域の特産品を取り入れた商品開発について検討されたい。

引き続き、受納額増大に向けた取組と美幌町の魅力発信に努められたい。

総医療費について。

総医療費が削減されており、日頃の関係職員の努力を高く評価する。

しかし、生活習慣病健康診査の受診率向上が国民健康保険特別会計の総医療費削減につながると考えられることから、今後も各担当部署が連携して、受診率向上対策及び成人病予防対策に一層努められたい。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については認定することに決定しました。

◎日程第 9 認定第7号から

日程第10 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第9 認定第7号令和3年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第10 認定第8号令和3年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

この件につきましては、令和4年第7回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 〔登壇〕 それでは、企業会計決算審査特別委員会に付託されました審査意見について御報告いたします。

審査の結果。

令和4年9月15日から5回にわたり委員会を開催し、関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなど、慎重に審査した結果、水道事業会計及び病院事業会計ともに、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定をいたしました。

なお、今後とも一層の努力を望み、次の

とおり審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

1、水道事業会計について。

給水人口及び年間総有収水量が減少する中で、有収率においても平成24年度以降、毎年低下傾向にあったが、令和3年度においては86.1%となっており、直近5年間の中で最高の有収率であった平成29年度の85.3%以上の回復を見た。

これは、老朽管更新計画に基づく着実な更新工事を行ってきた成果と思われる。

配水管・送水管の水道管路整備事業については、老朽管率や管路更新延長距離等を考慮し、計画的に工事を行っているところであるが、管路の安定使用及び有収率向上の成果からも、財源確保に努めながら、計画より繰上げの老朽管更新工事の実施について期待をしたい。

今後も町民生活に必要な不可欠の安心・安全・安価な水を供給し続けるという誇りと責任を持って努力をされたい。

2、病院事業会計について。

令和2年当初から引き続く新型コロナウイルス感染症の影響により、発熱外来の開設や抗原等検査、ワクチン接種など、今までの通常業務に加えた業務をこなしてきた医師をはじめとした職員一同に、心から敬意と感謝を申し上げます。

令和3年度においては、入院診療費の包括支払制度の導入や退職により減少した医師や看護師・技師等の職員の確保、患者数の増加、新型コロナウイルスワクチン接種料等収入と相まって、材料費、減価償却費の減少などの要因から3,012万6,000円の純利益となった。

これは、平成11年度以来の単年度利益の計上であり、大いに評価したい。

一方、令和3年度における入院患者数は延べ2万3,191人、病床利用率は64.2%であり、令和2年度より0.3ポイント増加しているものの2年連続70%を下回

っていることから、新型コロナウイルス感染症の影響があったことは十分理解をするも、収益増加の観点から利用率向上について努力をされたい。

職員の有給休暇の取得日数は約10日、時間外勤務については132人の総時間が1万2,086時間、時間外勤務手当の支給額は約3,865万円となっている。また、事務室等の狭隘なスペースで十数人が勤務するなど、快適な職場環境であるとは言えない状況である。

令和4年度に職員の増員を図っているが、今後においても職員の適正な人数の配置に努めるとともに、働き方改革の実現及び職場環境の改善に努められたい。

研究研修費の執行率は18.5%となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、研修自体が中止あるいはオンライン開催等となっていることから執行率が低いことは承知しているが、日々進化する医療技術と知識の向上を図る上からも、各種講習会や研修会へ参加することは有効であり、研修会へ積極的に参加できる組織の環境づくりを図られたい。

今後も地域医療を確保する上で必要な常勤・非常勤医師を含めた必要な職員の充実を図り、町民になくてはならない基幹病院として、引き続き安全で良質な医療の提供を期待します。

審査意見については、以上であります。

次に、委員長として口頭による補足意見を申し上げます。

病院事業会計における病院広報紙「一期一会」についてであります。

病院広報紙「一期一会」は、平成14年4月に初刊発刊以来、年4回、通算121号が発刊されております。

編集は、国保病院広報委員会が当たり、町民医学講座やスタッフ等紹介、外来診療案内など、平均16ページにわたり作成されております。

町民の健康増進のため、日々多忙な業務

の隙間時間等を利用し、執筆・編集・校正等、その労力と意欲に対し、感謝と敬意を申し上げますとともに、今後も引き続き町民に有益な情報の提供をお願いいたします。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第7号及び認定第8号についてを一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については認定することに決定しました。

◎日程第11 議案第57号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第57号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の15ページになります。

議案第57号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、食料品や日用品などの生活必需品や光熱水費の価格高騰による家計の負担増を軽減し、生活の安定に資することを目的として、国の価格高騰緊急支援給付金の受給世帯を除く全ての世帯を対象に

1万円の給付金を支給するため、必要な経費を予算計上するものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,311万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億3,403万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の24、25ページをお開き願います。

3、歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、8、物価高騰臨時支援給付金給付事業7,311万4,000円は、電気、ガス、食料品などの価格高騰による家計の負担増を軽減するため、1世帯当たり1万円の給付金を支給するための経費になります。

対象世帯は、本年9月30日現在で美幌町に住所を有する世帯とし、全額を国費により5万円が支給される価格高騰緊急支援給付金の受給世帯を除いた全ての世帯を対象といたします。

本事業の実施により、住民税が非課税の世帯と家計が急変した世帯には国から5万円が、住民税の課税世帯には町から1万円がそれぞれ支給されることとなります。

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、業務等委託料、事務用機器等借上料は、給付金を支給するために必要な事務費になります。

交付金、物価高騰臨時支援給付金6,800万円につきましては、対象世帯を6,800世帯と見込み、1万円を支給するための所要額になります。

なお、地方創生臨時交付金を活用した事業の実施に当たっては、より重点的、効果的な取組を推進するよう、国から求められているところでございます。

このため、本事業におきましては、児童

手当受給世帯の所得要件を満たす6,300世帯を交付金の対象といたしまして、所得要件を超える500世帯につきましては、町の単独事業により実施いたします。

11月下旬には対象世帯へ確認書を郵送し、12月1日から申請の受付を開始する予定であり、指定口座などを確認した世帯に対しまして、12月中旬以降、順次振り込みをいたします。

家計の負担増の影響を少しでも軽減できるよう、早期の支給に向けまして準備を進めてまいります。

また、申請漏れがないよう、町のホームページや広報紙などを通じまして、広く周知に努めてまいりたいと考えてございます。

7款商工費、1項商工費、2目の商工業振興費につきましては、9月定例会におきまして、一般財源により補正予算を計上した貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金につきまして、物価高騰対策として本町に配分された地方創生臨時交付金の一部960万円を財源充当するための補正予算になります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の22、23ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金4,900万円とその下の5目商工費国庫補助金960万円につきましては、物価高騰対策として実施する事業の財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるための予算措置になります。

なお、本町へ配分される地方創生臨時交付金の交付限度額は7,375万円ですが、今回はそのうちの5,860万円を充当することで、補正予算を編成しております。

残る1,515万円につきましては、物価高騰の影響を受けている事業者に対する支援策を検討中でありまして、制度設計が

整い次第、補正予算を御提案させていただく予定でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金1,451万4,000円は、今回の補正予算の財源として基金からの繰入れを行うものであります。

参考資料の2ページ、資料1に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、議案第57号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 25ページ、項目は物価高騰臨時支援給付金について御質問をさせていただきます。

本事業自体には、私は反対ではありません。町民の負担を少しでも軽減できる事業だとは思っております。

しかし、確認しておきたいところがありますので、今回、御質問をいたします。

私は、9月定例会において燃料価格高騰に伴う措置として、水道基本料金の免除について一般質問をいたしました。

そのときの行政側の回答を要約しますと、基本料金は8トンまで1,320円であり、1人世帯でも、4人世帯でも、一律同額だと。世帯人数に応じた支援とならないため公平ではないのだという御回答をいただきました。

また、町長からは、直接水道料金に特化するのはどうだろうか、何か世帯人数に反映したいものを模索したいと。いずれにしても、何とかしなければならぬと思っておりますということを御回答いただいたと記憶しています。

今回、御提案の事業がその回答に対する事業だとすれば、水道料金を減免する以上の不公平感があるのではないかと私は思い

ます。

完全に世帯人数に応じた支援となっていないのではないのかなど。

町長がおっしゃった何か世帯人数に反映したいものとは何なのか。

今回の事業が私の質問した事業内容と違うよというのであれば理解いたしますが、あくまでも私が質問した事業に、その見返りの事業であるとするれば、水道料金の基本料金を減免するよりも不公平感が強くなっているような気がいたします。

その辺を分かりやすく御説明いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 戸澤議員の御質問であります。

今、御指摘されたように、前回の御質問の中で、できるだけ世帯人数に反映した何かの支援ということを当時は考えておりました。

その後、他の町村の動きをいろいろ調べさせていただきました。

当然、他の町においては、水道の基本料金を減免しているようなところもあります。私どもとして何が1番いいのかということを中心に協議して、訂正というか、なかなか世帯人数に反映した施策、個々にまでは難しいという一つの判断をさせていただきました。

そして、基本の単位を世帯として支援する方法を今回は選択して、提案させていただいたという状況であります。

ですから、今回の提案は、前回答弁させていただいた世帯人数に反映したという部分にはなっていないので、当時言ったことと違うのではないかということであれば、そのことについてはきちんとおわびしたいと思っています。

今回は、新たな世帯を対象とした提案をさせていただいたということでありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さ

ん。

○1番（戸澤義典君） この事業自体に反対はしていません。

ただ、9月定例会のときにあった御回答よりも非常に不公平だなということで質問をさせていただいたのですが、1番公平感が出るのは世帯よりも人数、要するに各人に、例えば、1万円だ、5,000円だと援助することだと思うのです。不公平感はないと思うのです。

予算がないのだという話であれば、1人3,000円でもいいと思うのですよ。

そういう議論というのは、この事業と合わせてあったのか、なかったのかをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの議論の経過の御質問でございますけれども、戸澤議員から9月に一般質問があった内容も踏まえて、今回の支援についての議論をさせていただいたところでございます。

今回、世帯を単位としたのは、国の対象となった1世帯以外の対象者を早期に把握できる、そして、電気、ガス、食料品等の物価高騰については、全世界帯というか、全員が影響を受けており、早期に支援をするということで、予算的なものもありますが、今回は世帯を対象に支援を行うことを町の方針として決めさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 議論の過程で、各人という話はなかったということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまのことでございますが、当然、その中に各町民という単位の話はありましたけれども、先ほどお話ししたとおり、早期に支給するということを優先させていただいたということでございますので、御理解をいただきたい

と思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第57号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 請願第1号

○議長（大原 昇君） 日程第12 請願第1号農業生産資材高騰対策対応に関する請願についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今回の請願書の話ですが、先に議運の委員長が、緊急性があるということで、議場でやるとはおっしゃっておいりましたけれども、この緊急性ということについてどのような理由の緊急性なのか、説明を求めたいと思います。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、11時10分といたします。

午前10時40分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（大原 昇君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 先ほど、休憩中に議会運営委員会を開催しました。

その内容について御報告申し上げます。

藤原議員から緊急性の問題についての説明とありましたので、再度、11月8日、議会運営委員会で確認した内容について、先ほど再確認をしました。

議運での経過について、詳しく説明を申し上げたいと思います。

美幌町農業協同組合から提出のあった農業生産資材高騰対策の対応に対する請願について、11月8日の議会運営委員会の中では、まず、基本的に臨時会での取扱いについてどうなのか、請願の委員会付託を省略して本会議で審議することはどうなのかということで、御存じのとおり、議員必携によれば「緊急性のある請願については定例会でなくて、臨時会において取り扱うことができる。あるいは、請願の委員会付託については、所管の常任委員会または議会運営委員会に付託することが原則である。しかし、請願の内容性から緊急を要するものである場合には、委員会の付託を省略して本会議で審議できる」ということであります。

そのようなことから、議会運営委員会としては、紹介議員である伊藤議員に議会運営委員会に出席してもらい、具体的な内容の確認を行いました。

藤原議員がおっしゃるような緊急性について、特に協議を行ったところであります。

最終的に、臨時会の取扱いあるいは委員会付託の省略については、一つとして、畑作農家に比べると乳牛が非常に厳しいと。

今月の乳価は10円ぐらい上がっている

けれども、2割ぐらしか補填にならないと。

乳量を減らしてえさをやらない、もう辞めなければならないという農家が、美幌町をはじめ、管内でも出てくる可能性が非常にあるという緊急性が1番の課題でありました。

2点目、年内に農協の組合員勘定の精算をしなければならない状況にあると。

農協は3回ほどありますけれども、具体的に12月9日、12月20日、それから、最終は年内ということで29日があります。

基本的には、12月20日までに組勘の整理を行わなければならない状況にあるということです。

3点目、酪農生産者の負担が非常に多く、管内でも悲惨な状況が出ているので、緊急性があるということで委員会付託を省略して取り扱うべきで、生産者のためになるのではないかという意見もありました。

また、委員会付託を省略して、すぐに本会議に諮っていいのではないかという御意見もありました。

4点目でありますけれども、今後、伝えられるところによると、町も急を要することから、年内において財政支援を検討しているようであるということがあります。

最後に、5点目としては、過去に委員会の付託を省略していることの事例等を参考にしております。

以上の内容で、緊急を要するという本臨時会における取扱い、それから委員会の付託を省略して本会議で審議するということが、最終的に議会運営委員会で判断した協議経過でございます。

以上であります。

◎日程第12 請願第1号

○議長（大原 昇君） それでは、再度、お諮りいたします。

ただいま議題としました請願第1号につ

いては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願は委員会の付託を省略することに決定しました。

この際、紹介議員の発言を許します。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君）〔登壇〕 私から、農業生産資材高騰対策対応に関する請願について、提案理由の説明をさせていただきます。

請願の趣旨につきましては、本文に記載のとおりであります。飼料や肥料、燃油といった営農に不可欠な農業生産資材等の価格高騰により、農業生産基盤の維持・存続が危機的な状況に直面しており、急激な生産コストの上昇に対し、自らの努力では到底解決できない状況となっております。

例えば、請願書の資料に記載のとおり、令和4年7月期の配合飼料の価格は、令和2年10月期と比べると、安定基金、それから特別対策等による補填額を差し引いても、1トン当たり1万1,100円の負担増となっております。

美幌町の畜産農家における1月から9月までの飼料費増加額を試算すると、令和4年度実績と令和3年度実績を比較した場合、17.9%の上昇率となっております。安定基金、補填金を差し引いても、全体で1億600万円の増、畜産農家一戸当たりに対しては、年間負担増加額は約554万円となっております。

加えて、初生子牛等の暴落等により、所得が激減しております。

参考に申しますと、令和3年の初生子牛の平均価格が14万4,000円だったものが、令和4年の7月期までは平均4万4,000円、約10万円落ちております。

今現在であります。高い牛で8,000

円、低いほうですと100円でも取引ができない。

もし、取引をずるとしても、市場手数料等が2,000円から3,000円かかることを踏まえたとマイナスになりますから、結局、引き取って、持って帰ってこなければならぬ状況にあります。

美幌ではまだ聞いていませんが、廃用牛として屠殺されるという状況も生まれております。

そのことから、酪農・畜産に関しては、やはり危機的な状況になっております。

次に、令和4年度の実績における肥料費の負担増加額について試算すると、増加額は約9億8,300万円。国及び北海道からの助成金を差し引いても、実質負担増加率は22%、増加額は約2億7,500万円になっております。組勘利用農家一戸当たりの増加額は、89万円となっている現状でございます。

これらの状況から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、生産者の営農にとって即効性のある施策が必要であります。

一つ、酪農畜産経営安定対策として、過去最高値まで急騰した配合飼料等価格により営農コストは増加し、とりわけ酪農経営においては、生乳生産の抑制に取り組んでいる中、コスト増加分を価格転嫁できず、加えて、初生子牛価格等の暴落等により所得が激減しており、生産現場や農業団体の経営努力のみでは対応し切れない状況にあることから、飼料高騰対策をはじめ、酪農畜産農家の経営安定に資する対策を講じていただきたい。

一つ、肥料価格高騰対策として、肥料原料などの急激な価格高騰については、国費による肥料価格高騰対策事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した北海道による化学肥料購入支援給付事業が着手されたものの、過去に経験したことのない急激な価格高騰に対し、万全

の支援水準となるよう、美幌町の実態に応じた影響緩和対策を講じることをお願いしたいと思います。

以上、提案の理由を説明させていただきました。

○議長（大原 昇君） 質疑があれば、質疑を許します。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 紹介議員に質問をさせていただきます。

私は、この請願に反対するものではありませんけれど、今回いただいた資料で、今の説明で分からない部分もありますので、教えていただきたいと思います。

1点目、農業者の飼料・肥料購入は、JA経由と直接業者からの購入がありますが、いずれの場合であっても支援すべきとお考えでしょうか。

それから、2点目。

JA経由の場合は、今年度10月までの肥料販売総額が集計されていると思いますので、お示しいただきたいと思います。

この表を見てもなかなか理解しづらいところもありますので、あわせて、価格高騰による影響総額がどれほどと試算されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、坂田議員の質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと分からない部分もありますけれども、私の知っている限りでお答えをさせていただきます。

最初の飼料・肥料における取引の状況というか、JA経由なのか、直接販売、売掛であるのかという話ですが、それについてきちんと対処していただけるのかという話ですよね。

これは、JA及び農政にも確認しましたが、きちんと少数の人にも書簡を送って、提出していただければ、きちんと証拠書類が残っていれば、配分に応じた助成

はできるということになっております。

満足できる金額かどうかは我々の知る範囲ではありませんけれども、できるということでございます。

二つ目ですが、飼料についてはここに書いてあるとおりなのですけれども、今現在、国の価格高騰対策で価格を抑えている状況にあります。

飼料というのは、9月と10月か、10月と11月か、大体2か月ぐらいで価格が決まってきます。

肥料というのは、ホクレン、全農が押さえている部分がありますが、大体年に1回で価格が決まってくるので、12月ないし2月ぐらいまでは待てるのですけれども、飼料とかというのは、あくまでもその単位ごとでやっていかないとまとめられないというのがあります。

加えて、先ほど議運の委員長も申しましたけれど、生乳に関しては今月から11%値上げして、乳業メーカーに支払っていただけるということなのですけれども、北海道の牛に関しては、加工乳で取引されています。

加工乳というのは、概算ですけれど70円前後だったかなと思います。

それで、本州の生乳で足りない分を北海道の牛乳が補っています。

北海道の分の割合が11%とか、20%あれば、その20%分の値上げした金額はもらえますけれども、加工分はほとんどない、増えない。

増えないというか、生乳分が少ないので、結局、北海道の酪農家というのは、生乳部分は2円から3円ぐらいしか増えないため、所得が増えない。

新聞報道にもありますけれども、国は生乳の生産を減らすために、来年度から生産の悪い、能力の少ない牛を1頭15万円で淘汰していく、廃牛にしていくこともある。ということは、乳価の収入もどんどん減っていくと。

加えて、飼料がどんどん上がっていくと。

だから、その辺で苦しい酪農家がどんどん増えてきます。

美幌ではまだまだ頑張っている酪農家もいっぱいいますし、まだ意欲があるところもたくさんありますけれども、やはり高齢化だとか、そのような意味でも、もう少し踏ん張れるかなと思ったけれど、これを機会にやめるといふ人もいるといふ話を聞いたことがあります。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 同じく、坂田さんの質問の内容で、今の質疑の中で再度、確認をとりたいのです。

先ほど議運の委員長も話した内容で、今回の緊急性については、組合員勘定の対策もあると言っていました。この請願の趣旨について、肥料も餌も飼料も全部含めて、お金でもって対策してほしいのか、行政として国に呼びかけをしてほしいのか、美幌町の農業政策としてどうしてほしいのかというのが、文章を読んでもよく分かりません。

あくまでも今後、行政は金額の提示だけで来た場合、この請願の本意としていいのかどうかということになりますので、請願を上げるときに、農協の理事会の中で、どのような形で行政の数字をもらえばオーケーできるのか、理事会で討論された具体的な中身について、公表できるのであれば、ぜひ教えてもらいたい。

2点目、組合員勘定、当座貸越対策は、全部を埋められない場合、まだ解決されない場合は一部を保留するのか、繰越しにするのか、JAとしての組合員勘定の精算のやり方についても、ぜひ教えてもらいたい。

そうでなければ、出た数字が埋まらない

数字であったときに、埋まらなかったときにどのようにすればいいのか、これについてもお聞きしたいのです。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 完全なお答えになるとは考えていませんけれども、先ほどの請願文の内容で、金額を欲しているのか、何を欲しているのかという意見に関しましては、私がお答えできない部分があるのですが、それであれば、全部金額でということはないと思うのです。

今後の酪農対策にしても、飼料対策にしても、やはりまだまだ改定の余地があるかなと思いますけれども、資材高騰対策に対する請願ですので、今はある程度借財を減らしたいというのが、酪農家の本分というか、気持ちだと思います。

2点目の組勘の精算対応ですが、基本的には、年内に精算をしないとマイナスが続いてきますし、マイナスというか、ゼロにして1月1日を迎えなければならないという組勘の約定書になっておりますので、それを破ることはできません。

特殊な部分というのは多々あります。営農をやめるから、その精算まで待つというのはあります。

そのような特別なこと以外は、何らかの対策をして精算をすると、年内でゼロにするというのが基本でございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 最初の答弁についてはよく分かりました。

ただ、先ほど言ったお金なのか、政策なのかの方が大方できる数字でないと伊藤議員から言われたので、それ以上の質問はしません。

行政の対応としてどの数字が出てくるのかは分かりませんが、組合員勘定に触れるのであれば、組合員勘定については農協内部の問題であり、議会に上げるとなれば、

各企業への金融機関の金融支援と同じことになりますので、その部分はJAでしっかりと組合員勘定対策はできるということ、これだけは急いでお願いしたいと思います。

請願については分かりますけれども、組合員勘定対策については、議会ではちょっときついかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 松浦議員のおっしゃることはもっともでございます。

理事会の内容に関しては、許可もいただけていませんので、今現在は話すことができません。

なるべく組合員が落ち着いて正月を迎えることができるような生産、今のところ農協としてこれだけどうだというのはありませんけれども、この資料の中に対策として、普通であれば、燃料高騰の配当として全体で3,000万円、それから年明けに出資配当として2,000万円、3,000万円というのはさせていただいています。

それ以外については、農協の利益が確定しないと触れられない部分がありますし、それでも何かしなければならぬというときは、農協内でも考えていると思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、請願第1号農業生産資材高騰対策対応に関する請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願について採択することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本請願は採択することに決

定しました。

◎日程第13 報告第23号

○議長（大原 昇君） 日程第13 報告第23号専決処分の報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第23号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第9回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員